

議案第59号

二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように制定する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

個人情報の保護に関する法律の改正により、個々の条例中に規定していた審査会に係る事項について、独立した条例として規定することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、二宮町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び個人情報保護制度における審査請求等について調査審議するため、二宮町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関（議会を除く。）をいう。
- (2) 行政文書 情報公開条例第12条に規定する公開決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関して審査する事項
- (2) 情報公開条例第14条第3項の規定による諮問に応じ、行政文書等の情報に係る公開の適正な運用の確保に関する事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関して審査する事項
- (4) 二宮町個人情報保護法施行条例（令和 年二宮町条例第 号）第9条の規定によ

る諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

- 2 町の機関は、前項に規定するもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、審査会に意見を求めることができる。

(組織)

第5条 審査会は、町長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、町民からなる一般委員並びに情報公開制度及び個人情報保護制度について専門知識を有する専門委員とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査請求以外の事項に係る諮問に関する調査審議)

第14条 審査会は、第4条第1項第2号又は第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、関係する町の機関に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第1項第2号又は第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係する町の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(二宮町情報公開条例の一部改正)
- 2 二宮町情報公開条例の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「遅滞なく、」の次に「二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年二宮町条例第 号)第2条に規定する」を加え、同条に次の1項を加える。
- 3 第1項に定めるもののほか、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、行政文書等の情報に係る公開の適正な運用を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 前号に定める場合のほか、実施機関における情報の公開の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合第17条から第22条までを次のように改める。
第17条から第22条まで 削除
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第17条第1項及び二宮町個人情報保護法施行条例附則第2項の規定による廃止前の二宮町個人情報保護条例(平成10年二宮町条例第2号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第26条第1項の規定により設置された二宮町情報公開・個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧審査会において審議中である事項は、審査会が引き継ぐものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第18条第4項及び旧個人情報保護条例第27条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(議案第59号) 二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(二宮町情報公開条例の一部改正)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>二宮町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年二宮町条例第 号)第2条に規定する二宮町情報公開・個人情報保護審査会</u>(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に定めるもののほか、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、行政文書等の情報に係る公開の適正な運用を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>前号に定める場合のほか、実施機関における情報の公開の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合</u></p> <p>第17条から第22条まで 削除</p>	<p>(二宮町情報公開条例の一部改正)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第14条 実施機関は、第12条の規定による審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、二宮町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(情報公開・個人情報保護審査会)</u></p> <p>第17条 <u>第14条第1項の審査請求について審査するため、審査会を置く。</u></p> <p><u>2 実施機関は、情報公開制度の運営について審査会に意見を求めることができる。</u></p> <p><u>3 審査会は、町長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 前各項及び次条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>(審査会の調査権限等)</u></p> <p>第18条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開請求に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることはできない。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審査を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>（意見書等の提出）</u></p> <p><u>第19条 審査請求人又は参加人は、審査会に対し、弁明書に対する意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>（意見の陳述）</u></p> <p><u>第20条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び関係する実施機関を招集してさせるものとする。</u></p> <p><u>3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p><u>5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事案に関し、関係する実施機関に対して、質問を発することができる。</u></p> <p><u>（提出資料の写しの送付等）</u></p> <p><u>第21条 審査会は、第18条第3項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>（調査審議手続の非公開）</u></p> <p><u>第22条 諮問に基づき行ふ審査会の調査審議の手続は、公開しない。</u></p>